

かすかべ環境ネットワーク会則

(名称)

第1条 この会は、かすかべ環境ネットワーク（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、春日部市の環境の保全と創造に関し、会員がそれぞれの役割や能力に応じて自主的な取組を行うとともに、相互に緊密な連携を図りながら、協働して取り組むことにより、春日部市環境基本計画において春日部市が目指す環境像としている「自然と人とが共生し 未来につなぐ環境を みんなで育てまもるまち・春日部」の実現を目指すことを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

- (1) 会員相互のパートナーシップとネットワーク形成のための事業に関する事
- (2) 環境の保全と創造に関し、会員がそれぞれの役割や能力に応じて、自主的な取組を行うための事業に関する事
- (3) 環境の保全と創造に関し、会員が協働して取り組む事業に関する事
- (4) 環境問題の解決のための普及啓発に関する事
- (5) 環境情報の提供に関する事
- (6) その他、目的達成のために必要な事業に関する事

(会員)

第4条 会員は、協議会の目的に賛同し、入会した次のものとする。

- (1) 市内に在住し、又は在勤する者で、環境に関する活動をし、又はこれから活動しようとする個人
- (2) 市内を拠点とし、環境活動に取り組む市民団体
- (3) 市内に所在する事業所及び事業所を構成員とする団体
- (4) 市内に所在する学校
- (5) 行政機関
- (6) その他、役員会で承認されたもの

(入会)

第5条 会員になろうとするものは、入会申込書を会長に提出するものとする。

(退会)

第6条 会員が次のいずれかに該当する場合は、退会したものとする。

- (1) 第4条に該当しなくなった場合
- (2) 会員より退会届が会長に提出された場合

(役員)

第7条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 1人
- (3) 幹事 4人以内

2 会長は、春日部市長とし、協議会を代表するとともに、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐するとともに、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

4 副会長、幹事は、会員の中から互選する。ただし、副会長、幹事が欠けた場合の後任は、

役員会で決定することができる。

5 役員は無報酬とし、役員の任期は2年とする。ただし、補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 役員は、再任することができる。

(総会)

第8条 総会は、会員相互の交流を深めるとともに、取組についての共通認識を持ち、第2条の目的を達成することを目的として、年1回以上開催する。

2 総会は、会長が招集し、会員の半数以上の出席をもって成立する。

3 総会の議長は、会長が務めるものとする。ただし、会長があらかじめ指名した場合は、この限りでない。

4 総会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 総会において議決すべき事項は、次のとおりとする。

(1) 副会長、幹事の選出に関すること。

(2) 会則の改正に関すること。

(3) その他役員会で必要と認めたこと。

(役員会)

第9条 役員会は、協議会の運営に関する事項を決定する。

2 役員会は、会長が招集し、役員の半数以上の出席をもって成立する。

3 役員会の議長は、会長があらかじめ指名する。

4 役員会の議事は、出席役員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会及び役員会における書面表決等)

第10条 やむを得ない理由により、総会及び役員会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電磁的方法による通知をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。この場合、第8条第2項、第9条第2項の規定の適用において出席したものとみなす。

(専門委員会)

第11条 第2条の目的を達成するため、会員による専門委員会を設置することができる。

2 専門委員会の設置は、役員会が決定する。

3 専門委員会の運営は、各委員会が自主的に行う。

4 専門委員会は、活動状況を随時役員会に報告する。

(事務局)

第12条 協議会の事務局は、春日部市役所に置く。

(経費)

第13条 協議会の運営は、市費その他の経費で行う。

(委任)

第14条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が役員会にはかつて定める。

附 則

この会則は、平成30年2月8日から施行する。